

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和8年  
6月26日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) ..... 二
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (建築指導課) ..... 二
- 公告  
林業種苗生産事業者の登録 (森林整備課) ..... 三
- 一般競争入札の実施 (物品管理課) ..... 三
- 人委規則  
職員の任用に関する規則の一部改正 ..... 六
- 選管告示  
直接請求に必要な有権者の数 ..... 六
- 不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正 ..... 七
- 雑報  
県報の正誤 (令和八年三月二十四日山口県規則第五号) ..... 七

## 山口県告示第二百六十七号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、令和八年六月二十六日から同年七月十七日までの

間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境市民部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和八年六月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 日鉄溶接工業株式会社  
住 所 東京都江東区東陽二丁目四番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 日鉄溶接工業株式会社光工場  
所 在 地 光市浅江四丁目二番一号
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (Nm/日)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
六三ーホ	一四四、〇〇〇	令和八、 七、二四	令和八、 七、二四	令和八、 八、一
備考 「六三ーホ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。				間 隔 一 日 当 た 二 時 間 使 用 季 節 的 変 動 の 概 要 連 続 二 四 時 間 変 動 な し

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 ( $m^3$ )
	通 常 最 大	最 大	
六三ーホ	八	九	二
	二	二	一
	二	二	二
	二	二	二
	四〇	四〇	三
	三	三	三

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	通 常 最 大	最 大	
No. 6 排 水 口	七	九	四〇
No. 5 排 水 口	一四・一	一八・二	五〇一・二
No. 1 排 水 口	七	九	二五〇

山口県告示第百六十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三  
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和八年六月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称  
阿知須(一)2地区
- 二 区域の範囲  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
--------	-------------	--------	--------	------------------

山口県告示第百六十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口県立田布施農工高等学校校建築実習棟等新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
山口市	阿知須	堀切	一一三三〇の二四	一号
山口市	阿知須	堀切	一一三三〇の二五	二号
山口市	阿知須	堀切	一一三三〇の二四	三号
山口市	阿知須	堀切	一一三三〇の二四	四号

令和八年六月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 山口県立田布施農工高等学校建築実習棟等新築工事
- (一) 工事場所 熊毛郡田布施町大字波野字駒方六五四番地一
- (二) 工事の概要

鉄筋コンクリート造 二階建	構 造	延 べ 面 積
		一、三三九・五七平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。

- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の令和八年六月二十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和八年七月十四日から同月十七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和八年八月七日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三一三八三〇）にすること。



(二六八) 林業種苗生産事業者の登録

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定に基づき、次のとおり生産事業者の登録をしました。

令和八年六月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

登録番号 生産事業者の氏名又は名称及び住所 生産事業の内容 事業所の名称及び所在地

二二二六 山陽チップ工業株式会社 下関市椋野町一丁目二番 幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成 生産事業者の名称及び住所に同じ。

(二六九) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和八年六月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項  
次に掲げる物品等の購入  
(一) 物品等の名称及び数量  
空港用大型化学消防自動車 一台  
(二) 物品等の特質等  
入札説明書及び仕様書による。  
(三) 納入期限  
令和十年二月二十九日  
(四) 納入場所  
山口県山口宇部空港事務所
- 二 入札参加資格  
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。  
(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。  
(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。  
(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和七年山口県告示第二百二十四号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和八年山口県告示第五十二号)に基づく資格審査において、四輪車両について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。  
(四) 令和八年六月二十六日から同年八月六日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所  
山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付  
山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

- (一) 記載方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。  
(二) 提出場所  
山口県会計管理局物品管理課  
(三) 受領期限  
令和八年八月五日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和八年八月六日午前十一時)  
(四) 入札を執行する場所及び日時  
山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室  
(五) 日時  
令和八年八月六日午前十一時
- 七 入札保証金  
免除する。  
無効入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
(一) 入札参加資格のない者がした入札  
(二) 記名のない入札  
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札  
落札者の決定方法  
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他  
(一) 契約担当者  
山口県知事 村岡 嗣 政  
(二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨  
(三) 契約書の作成の要否

(四) この入札に係る売買契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(五) 契約保証金  
免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和八年七月二十七日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: One large chemical fire engines for airport

(3) Delivery period: February 29, 2028

(4) Delivery place: Yamaguchi-Ube Airport Office

(5) Division in charge of procurement and Contract point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-3960)

(6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M. August 5, 2026  
(If brought in person: 11:00 A.M. August 6, 2026)

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

教職員用タブレットパソコン 四百七十五台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

令和九年二月二十六日

(四) 納入場所

山口県立岩国高等学校ほか六十九箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和七年山口県告示第二百十四号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和八年山口県告示第五十二号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和八年六月二十六日から同年八月六日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

令和八年八月五日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和八年八月六日午前十一時三十分)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

令和八年八月六日午前十一時三十分

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号) 第五百四十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) この入札に係る売買契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和八年七月二十七日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三一九六〇)に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三一九六〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: 475 tablet computers for faculty

and staff

(3) Delivery period: February 26, 2027

(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Iwakuni High School and 69 other places

(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-3960)

(6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M. August 5, 2026

(If brought in person: 11:30 A.M. August 6, 2026)



職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月二十六日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第十九号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十六年山口県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「在職している者」を「正式に任用されている者又はかつて正式に任用されていた者」に、「現に在職している職」を「任用されている職又は任用されていた職」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



### 山口県選挙管理委員会告示第七十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び

運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

令和八年六月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二一、六三二
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二三五、一九六
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二三五、一九六
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	下関市選挙区 六七、七二八 宇部市選挙区 四三、五三八 山口市阿武町選挙区 一、一〇九 防府市選挙区 三二、三九九 萩市選挙区 一〇、一八八 宇都宮市選挙区 五、一四九 下松市選挙区 三、一五九 岩国市選挙区 一、一七九 光市選挙区 一、一七九 柳井市選挙区 一、一七九 美祿市選挙区 一、一七九 周南市選挙区 一、一七九 周防大野田市選挙区 一、一七九 上関町・田布施町・平生町選挙区 七、三六六 山陽小野田市選挙区 七、三六六
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	二三五、一九六
副知事、県の選挙管理委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二三五、一九六
県の教育委員会の教員又は委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	二三五、一九六

山口県選挙管理委員会告示第七十一号

不在者投票のできる病院の指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第十三号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月二十六日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

「医療法人社団泉仁会宇部第一病院」	〃	大字木田四〇の二〇	昭和五五、四、〃
「医療法人和同会宇部リハビリテーション病院」	〃	大字西岐波二二九の三	〃
「医療法人和同会宇部リハビリテーション病院」	〃	大字西岐波二二九の三	昭和五五、四、〃



正 誤

令和八年三月二十四日山口県規則第五号（一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則）

ページ	段	行	誤	正
二	下	三	・第五・条・を・削・り・、 第四・条・を・第・八・条・と し、	第五・条・を・削・る。 第四・条・第・一・項・中・「宿・泊・費」の・下・に 「又・は・包・括・宿・泊・費」を・加・え、「第 二・二・条」を「第・十・七・条」に・改 め、同・条・第・二・項・中・「第・二・二・条」 を「第・十・七・条」に、「又・は・航・空・賃 を」を「第・十・七・条」に、「又・は・航・空・賃 （扶・養・親・族・移・転・料）を」を「航・空・賃 又・は・そ・の・他・の・交・通・費（包・括・宿・泊・費 及・び・家・族・移・転・費）」に・改・め、同・条・第 三・項・中・「第・二・二・条」を「第・十・七 条」に・改・め、同・条・を・第・八・条・と・し、

令和八年六月二十六日印刷

発行人所

山口県知事